

地域開発と公企業の必然性

遠藤 三郎

まえがき

地域開発 (Regional Resource Development) といわれているものを正確に規定することは難しい問題である。本稿は、このような困難な問題の解明を目的とするものでないことを最初に明らかにしておかなければならない。本稿においては、最近の資本制国家が産業政策あるいは地域政策として実施している公共投資を、国家あるいは政府の地域開発政策の槓杆として把え、この上⁽¹⁾に立って、公共投資の性格・公共投資の公企業投資への展開について基礎的理論を検討しようとするものである。

したがって、先進資本主義国の対外投資、ことに、低開発国問題⁽²⁾は、本稿の対象とする国内開発投資と密接な関連をもつものであるが、考察の外におくこととし、さらに、一国内における地域開発の問題とも密接に関連する都市問題等、いわゆる地域開発の具体的諸問題についても必要最小限にとどめることとする。次に、公企業と公益企業の問題についてあらかじめ本稿の観点を示しておきたい。

公益事業あるいは公益企業 (Public Utilities or Public Utility Industry) は、資本の巨大化あるいは独占資本主義の成立とともに、特にアメリカにおいて、独占の弊害の除去が問題となり、自然的独占および恒常的に必需サービスを提供する企業あるいは産業に関する特殊な規制 (統制) 政策が確立された⁽³⁾。

これに対して、公企業は、19世紀中葉のイギリス・フランスにおける「国

立工場」(ateliers nationaux)⁽⁶⁾ やドイツを中心とする後発資本主義国の創世紀における国有企業を別とすれば、第一次世界戦争後のドイツ社会改良主義者による産業の社会化 (Sozialisierung)、および、1945年以降のイギリスにおける国有化企業 (Nationalized Industry) を典型とし、独占資本主義、就中、国家独占資本主義の特徴の一つとしての、国家の経済に対する干渉の手段としての生産手段の公有あるいは国有および「公的経営」の問題である。⁽⁷⁾

以上のような限定によって、現代国家の経済的力能の中心をなすと考えられる財政政策の一つとしての公共事業が文字通り公共投資すなわち収益を生む公共事業の拡大となり、国家自体が収益を一つの目的とした企業を所有し、投資・経営をおこなうことの必然性が解明されうると考えられる。⁽⁸⁾

いかえれば、本稿のねらいは、公共投資を軸として、資本制生産の発展法則のなかで公企業の必然性を捉えようとする試みである。⁽⁹⁾

従来、このような方向での研究においては、資本制生産の発展法則を「生産の社会化」を中心に把握し、個別的資本→社会的資本(株式会社、公有会社)というように、「社会的」に二重の意味を含め、社会的=共同体的と社会的=国家的との区別を不明確にする論が多いように思われる。そこで上述の本稿の課題は、個人企業、株式企業、公有企業について、「社会的資本」(Gesellschaftlicher Kapital) および「社会化」(Gesellschaftung) と「社会的間接資本=公有「資本」とを明確に区別することによって、その相互の関連を解明することになると考えられる。⁽¹⁰⁾

注 (1) 島恭彦論文「地域開発の現代的意義」(雑誌『思想』1963年第9号)は地域開発の概念に関して、次のようにのべている。「高度の政治的戦略的(投資戦略的)意義を持たされているために、きわめて融通性をもつ、あいまいな概念になっている」。なおこの問題については拙稿「地方財政と地域開発」(雑誌『国土産業開発』1964年12号ページ27)参照。

(2) 吉岡健次著『地域開発と地方財政』ページ13~21。

(3) P. Baran "Political Economy of Growth" 1957 New York. esp. ch. 6~7.

(4) 拙稿「都市の財政・経済理論の検討」(日本都市学会編『都市学成立の理論と

- 課題』第十章) 参照。
- (5) (i) P. Studenski “Financial History of the United States.” 2nd ed. New York P. 299~300.
 (ii) 竹中竜雄著『公企業研究の世界に於ける動向』ページ49~50。
 (iii) 北久一著『公益企業論』ページ8参照。
- (6) “ateliers nationaux” は生産的都市労働者の低廉供給のための機関, K. Marx. “Das Kapital” Band 1. Kap. 13. 参照。
- (7) 木原正雄論文「経済発展と計画化」(雑誌『経済論叢』第87巻第3号収録)「資本主義国家の管理下におかれる国有化は、生産手段の私的所有にもとづく資本主義的生産の目的(制余価値生産)が直接実現されるか、あるいは国家のもつ経済的機能をつうじ迂回して実現されるかの相異にすぎない」(前掲誌ページ7)
 (ii) G. D. H. コール著『社会主義経済学』(邦訳, 岩波書店版ページ50~51)
 「国家がある公的に責任ある機関を通じて——あるいはむしろ、そのような多くの諸機関を通じて——生産装置の大部分を所有し、管理するのでないかぎり、事実上作用しないであろうと私は論ずるのである。だが、このことはあらゆるものを国有化することが必要であるという意味ではない——そういう意味では断じてない。それは他の部面ではなくて、産業の「公的企業部面」が残りの調子を定めるほど充分大きくならねばならぬ。そして私的産業が公的企業の枠内で機能するのを許すということを意味する」
 (iii) 都留重人『現代資本主義の再検討』「どのような移行論も、生産手段の公有化をはかり、かくしてサープラスに社会的ファンドの形態を与えることを目ざすという点では基本的に変りはない」(同書ページ291)
- (8) 竹中竜雄著『公企業研究の世界的動向』ページ43. 「企業形態に関する従来の研究は、企業形態は経済組織もしくは経済機構の構造的変化に伴い、自ら変化せざるを得ないことを充分に意識せず、専ら資本主義経済における企業形態を研究したのであった。もちろん、歴史的考察が、無視されていたわけではないが、それは、……企業もしくは個別資本それ自体の歴史研究に過ぎなかった。しかるに企業もしくは個別資本それ自体の発達、一部の者が誤認しているように、それだけでは、経済組織の構造的変化を導き難いのである。」
- (9) 寺尾晃洋著『独立採算制批判』ページ33~37参照。
- (10) 山本政一著『国有化企業経営論』ページ149~160参照。

1 地域開発と公共投資

地域開発は経済の客観的過程の槓杆としては主として私的・個別的資本、

就中、株式会社資本 (*gesellschaftlicher Kapital od. Gesellschaftskapital*) の空間的發展であり、これに関連して国家 (広い意味であり、地方公共団体も含む) の社会的間接資本および公共企業資本 (その中心は鉄道、通信電力等の生産手段である) の發展過程である。したがって、国家は、私的資本が、未開発地域に進出し、あるいは、都市 (先進工業地域) に集中するにしたがって、後進地域開発 (未開発地域開発) あるいは都市再開発とその公共投資の重点配分の目標を定めることとなる。

そこで、われわれは、地域開発における公共投資の意義、役割について立入った考察を加えるまえに、そもそも近代国家の政策——公共投資はその有力な一である——は、近代民主制国家においては、国民を代表し、国民大衆の利害を代表する国家による公共的目的に奉仕するという建前をとっているが、このことのうちに、国家は、生産においてとり結ぶ人間の関係という社会的、経済的構造から「独立」した存在であり、このような意味における社会関係とは別個のものであるということを確認したい。

次に、したがって、このような国家のおこなう政策は、その土台である社会的経済構造の利害対立を反映するものであり、基本的にその存立を規定されるものである。それ故、財政政策も、経済法則にのっとるのでなければ作用しえない⁽¹⁾。

ここに、政策の主体としての「国家」による「総括」の経済的意義と限界がある。

そこで、以上のような共通の認識を基礎に、一国経済のどのような發展法則が上のような公共事業ないし公共投資を必然とするかが、本節の問題となる。

これまで、わが国の地域開発に関する論調は、このような問題設定に対して、資本制生産の不均等發展の法則——「地域経済の不均等發展の法則」——→「産業基盤偏重の公共投資」という論理をもってこたえているように考えらる⁽²⁾。

それ故、われわれは、以下このような論理の中心をなす「地域経済の不均等発展の法則」について若干の検討を加えることとしたい。

まず、最初に「地域経済の不均等発展の法則」をうちだした島教授は「資本制生産の内包的発展、就中、帝国主義時代における外延的発展の法則が工業および金融の地域的集中、地域的不均等を生みだす⁽³⁾」と述べている。また吉岡健次教授は、資本制蓄積における農・工の不均等発展という、いわば資本制生産の条件を理論的根拠として、経済力の地域的集中よりも、資本の支配部面の地域的集中、財政金融の地域的集中によって促進される、すなわち資本制的企業の「合理性」にもとづく資本蓄積は必然的に地域的不均等発展としておこなわれ、「これ以上の発展のためには国家によるいっそうの『てこ入れ』が必要⁽⁴⁾」となるという「国家独占資本主義深化のもっとも鮮明な具現」として、公共投資が増大するというものである。

このような、「地域的発展の不均等法則」については、その理解の仕方、法則貫徹の形態等について若干の意見の相異が存在するのであるが⁽⁵⁾、上述のような資本制生産の発展法則を基礎に、国家が「独占資本の補完」として公共投資を増大させ、これがまた「不均等」を助長するという認識ではほぼ一致しているものと考えられる。

註 (1) 上述の近代国家における政革の意義と限界に関する基本的認識は、この限りにおいては殆んど問題なく、衆目の一致するところである。しかし、一度具体的問題になると、本稿の直接対象である、公共事業あるいは公共投資は、共同体 (gemeinschaft) 的社会経済構造を前提とする社会共同的事业目的に奉仕し、文字通り、公共的であるとする見解が支配的である。例えば流行の現代福祉国家論は、すべて基本的にはここに問題がある。このような意識的な弁護論は別にしても、後述する宮本憲一氏の場合においても、現代国家およびその公共投資の本質は「ブルジョア国家は資本の生産の一般的共同社会的条件たる一般的労働手段を建設管理することによってブルジョア社会全体を総括することになった」(同氏著『社会資本論』ページ26) というように一応土台と上部構造との関連を正しく把握しているが、立入って考察すると結論を先取して云えば、国有資本の基幹的なもの (=共同社会的条件たる一般的労働手段) は社会的資本の共同社会的資本であ

り「資本の共同社会的条件」という観点が明確でない。これは生産における社会的関係と上部構造における「社会的」とを直接同一視している結果と考えられる。

- (2) 上述の社会的経済構造と国家との基本的関係の説明によって明らかなように本稿においてはイデオロギーや政治的主張としての地域開発論は論外であってここで念頭にあるものは島恭彦論文「地域開発の現代的意義」同「所得倍増計画と公共投資」吉岡健次著『地域開発と地方財政』同『現代地方財政論』等の社会科学の方法論に拠るもののみである。
- (3) 島恭彦論文「地域開発の現代的意義」(雑誌『思想』1963第9号ページ4)
- (4) 吉岡健次著『地域開発と地方財政』ページ4～「経済の地域的不均等発展は、産業諸部門間の不均等発展、とくに工業と農業との不均等発展によって規定されるからである」「要するに、経済力の地域的不均等発展は資本主義発展の不均等性の地域的表現にすぎないのである」と指摘し、「国家独占資本主義下における経済の地域的不均等発展は、たんなる経済現象としてのみ進行しているのではない。それは同時に、財政、金融の体系とその運動を内部にとりいれている。つまり経済の地域的不均等発展は、財政、金融の地域的集中によっていよいよ促進されているのである」(同書ページ8)と。あるいは同著『現代日本地方財政論』ページ190～。吉岡健次同前書ページ194、島恭彦、宮本憲一論文「財政投融资の機構」(『金融財政構座』有斐閣3収録)参照。
- (5) 斉藤博論文「地域開発と地方財政」(雑誌『政経論叢』第12巻第3号)

「国民経済の地域的不均等発展とは、法的にみるならば、資本とくに独占資本の立場からみて、最高の投資効率を実現せんがために、資本が集中・集積する地域の発展が不均等であるということの意味する」(同前ページ3)。このような見解は柴田徳衛教授(宮本憲一助教授)の後進地域への資本の進出は、地域発展の法則を阻止するものという見解に対して法則と法則貫徹の結果との間には論理的に多くの媒介が必要であり、法則と結果との識別が不十分であるという立場からの提言である。

筆者はこのような問題の他にもっと基本的な問題として、不均等発展において何が不均等であるかという法則そのものの内容について、これを「経済力」「経済」だとする見解について疑問を提出したい。

周知のように、いわゆる「不均等発展の法則」はK・マルクスの「資本制蓄積の一般法則」、И・レーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』あるいは『帝国主義論』において「資本主義のもとでは不可避」なもの、「根本的な不可避的な条件であり前提」として説明されているのであるが、その内容ということになると必ずしも明確であるとはいえない。

すなわち「最近の資本主義の発展法則」(レーニン全集第四巻、邦訳大月版)

においては「農業人口の減少による工業人口増加」の法則として、「商品経済の発展は *co ipso* 住民のますます大きな部分が農業から分離していくことを、すなわち農業人口を犠牲として工業人口が増加することを意味する」と『資本論』第三部から引用、説明している。

また『農業における資本主義の発展の新資料』（同第22巻）においては、まず第一に「資本主義の基本的で主要な傾向は、工業でも農業でも大規模生産が小規模生産を駆逐する」ということであり、「農業は発展が工業にたちおけている——これはすべての資本主義国に固有の現象であって、しかも、この現象は国民経済部門間の均衡 (Proportionalität) を破壊し、恐慌や物価騰貴のもっとも奥深い原因の一つをなすものである」（同ページ 101～102）と、農業と工業との対立、農業の立遅れ停滞を、農業における可変資本の絶対的減少および土地保有の独占によって説明する。

このような農業と工業との不均等な発展については、さらに『帝国主義論』においては「資本主義一般にとって特徴的な、農業と工業との発展の不均衡は、ますます大きくなっている」（邦訳全集版第22巻ページ 239）と指摘し、「個々の企業、個々の産業部門、個々の国の発展における不均等性と飛躍性は資本主義のもとでは不可避である」「もし資本主義が、現在いたるところで工業よりおそろしくおけている農業を進展させることができるならまだしも資本主義がめざましい技術進歩にもかかわらず、いたるところでなかば飢えた乞食のような状態にとりのこされている住民大衆の生活水準をひきあげることができるなら……だが、そのときには資本主義は資本主義でなくなるであろう。なぜなら、発展の不均衡性も、大衆のなかば飢餓的な生活水準も、ともにこの生産様式の根本的な不可避的な条件であり、前提であるからである」と述べて資本輸出の必然性を特徴づけている。このようなレーニンの考え方は一貫しており「経済的および政治的発展不均等性は資本主義の無条件的法則である」（「ヨーロッパ合衆国のスローガンについて」全集第21ページ 351～52）というように資本制生産諸関係の国内的国際的発展の条件＝法則である。それは、「経済」「経済力」といった不明確な内容ではない。

「地域的発展不均等の法則」は上述の諸論者においては、ただ単に「発展不均等の法則」を地域的に布疋したというのみでなく、法則そのものが財政・金融を「取り込んでいる」という点に特徴があると考えられるが、金融は別として財政は国家の経済的裏づけをなすものであって直接的に農・工の不均等というような事象と財政の「体系と運動」とを同一法則として把えることには問題がある。この点については拙稿「財政と経済法則」（岐阜経済大学論叢第1巻第1号参照）。財

政の資本制生産発展に及ぼす影響は、頂度農・工の不均等発展に及ぼす農・工政策の影響の関係と考える方が妥当であろう。

註(5)で古典からの引用および説明を試みたように、「地域的不均等発展の法則」は、必ずしも必要な論理的媒介理論とは考えられず、かえって生産諸関係とそれを貫ぬく経済法則および生産諸関係の上になつて、これをつらぬく諸法則に基本的に規定されながら、さらに経済的諸法則の貫徹する形態に一定の影響を及ぼす財政政策とを一義的に結びつけ、この関係を不分明にすると考えられるのである。

農業と工業との、あるいは諸部門間の不均衡発展、大企業の小企業併呑、駆逐による技術発展を上廻る資本蓄積にもとづく飛躍的發展、停滞と好況と恐慌との循環する不均等な発展、外国市場をテコとする資本主義国間の飛躍的不均等発展等、資本制生産のこの特徴的な發展態容は、剰余価値の生産（その資本家の表象たる最大限利潤の追求）にねざすが故に、資本制生産の「無条件的法則」となるのである。

資本は、このような過程を通じ、私的個別分散的資本から社会的——株式会社資本へと、さらに、株式会社資本の連合ないし結合した資本⁽⁶⁾、したがって資本の枠内での共同社会的資本——独占資本へと發展する。

このような社会経済構造の変化を反映して国家は総資本の代表から特定資本連合すなわち総独占資本の代表へとその機能を發展させ、その経済的力能は、独占資本にとっての共同社会的生産を代行することによって、また「共同社会的」生産諸条件を管理、運営することによって決定的なものとなる⁽⁷⁾。

このような意味において、「現代の地域開発政策の特徴は、前節でも述べたように、第一に、現代帝国主義下のあらゆる地域開発であること、第二に、公共投資（社会的間接資本）も民間資本もふくめて高度の投資効率を実現しようとする投資戦略である⁽⁸⁾」ということが出来るものと考えられる。

したがって、公共投資は、社会的間接資本のみではなく、国際競争、不況の激化あるいは独占資本主義に不可分に随伴する政治的危機という条件のも

とでは、基幹的産業部門の株式会社——社会資本を財政資金の投融資の対象としてテコ入れするにとどまらず、その私的所有という本質を廃絶することなく、所有形態の社会的特徴を「間接的社会的所有」——国有に転換させる⁽⁹⁾。すなわち総独占資本の実質的共有に転化させるのである。

以上、本節においては、公共投資の最も現代的な形態たる地域開発をとらえて、その経済的基礎を資本制生産の基本的法則から説明し、資本蓄積の発展を通じ、資本は、個別的資本の枠内での「社会化された形態」である株式会社資本、および国家という上部構造を媒介にいわば社会化の「疎外された形態」＝国有資本とに発展するものであること、したがって、マルクスの *Vergesellschaftung* と最近の資本主義における *Sozialisierung* とは厳密に区別しなければならず、*Sozialisierung* は、その形式においても内容においても「社会化」ではありえないことを明らかにした。

註 (6) K. Marx “Das kapital” Band II inst. 239. 邦訳青木文庫版300ページ。

「発展した資本主義時代——一方では莫大な資本が個々人の手に集積されており、他方では個別資本家の他に結合資本家（株式会社）assozierte Kapitalist (Aktiengesellschaften) が現われる」

(7) F. エンゲルス『反デューリンブ論』邦訳大月版ページ469～473。

(8) 島恭彦論文「地域開発の現代的意義」ページ32。なお同様の見解は次のように簡潔に表現される「第一に現在の地域開発は産業、資本の地域集中・集積を計画的に制限するように行なわれていないし制限することが困難であるということである。第二に資本の地域的集中・集積は財政・金融の運動と体系の地域的集中化傾向によって強力に促進されている。第三に、現在の地域開発は国際競争、投資効率を追求する論理に支えられている」齊藤博論文「地域開発と地方財政」ページ6。

(9) —(1) 布目真生著『英国国有化産業の研究』

「かかる重要産業の国有化は危機にある英国資本主義の構造的再編成のためのもはや不可欠の手段でもあったといわねばならない」（同書ページ365）

—(2) 林栄夫『財政学』

「全額出資の政府関係機関（公社、公庫、特別銀行）のほかに、30年代において明確な基準なしに、新たに公団、事業団、その他特殊法人を乱設しこれらにたいし各種の特別会計から出資したり貸付けたりしてゆくのである」（同書ページ247）

2 社会的資本と公企業資本

前節においては、公共投資の客観的条件を中心に、投資の主体としての国家および国家の政策としての公共投資の土台への反作用について考察した。

本節においては、公共資本あるいは国家資本そのものの性格を中心に考察をすすめ、公企業資本、公団（資本）等と社会的間接資本すなわち擬制された資本との関係を明らかにしたい。

われわれは、このような方法によって、いわば公企業の必然性を二面的に解明することになると考える。

すなわち、一つは、資本の存在形態、企業形態の発展を前節の資本制生産の発展法則をふまえて把握しようとする方向であり、他は企業存立の基礎をなす物質的生産諸条件ならびにこれを包摂する所有関係の発展を法則的に把握しようとする方向である。

(1) 企業形態論的アプローチ

資本制社会における企業は、いうまでもなく、その生産過程の特有の基本的性格である労働過程と価値増殖過程の二重的性格に規定される。

そこで、このような生産様式の発展によって、これに対応する企業形態が生みだされる。すなわち、独占資本主義は、上述のような資本制生産の最高の発展段階として、企業は個別的な限界をこえ、企業結合の種々の形態を生みだす。このような「資本の枠内」で最も徹底した社会化資本として、すなわち、国家資本として公企業が⁽¹⁾必要となるという立場がある⁽²⁾。

これに対して「近代社会の本質を階級対立ではなくて、各利害集団の利害の復数的対立であるとみる⁽³⁾」立場から、私的企業経済における収取原理の排除の形態の発展として、「先ず、公企業は生産手段の私有を排して、これを共同社会の所有にすることによって、資本主義的企業過程における資本家的

支配とその収取制経済性を排除する。それは公企業の制度としての消極的側面をなしている。

次に、公企業の積極的側面としては、第一に適正対価主義によって給付と対価との間の社会的差隔をなくすることによって、近代企業社会に必然的に伴う労働過程と所有過程との矛盾を止揚することを目的としている。第二には、公企業は個人的需要のほか、社会政策ないし経済政策から要請される公共需要の充足を目的としている。そして第三には、経済計画性が公企業の積極的な社会的機能をなすのである⁽³⁾という説もある。この説においては、「生産手段の国有化という所有形態の変化によって直ちに社会化企業制度が成立するものでないことは明らかである。公企業がはたして社会化的性格をもつか、あるいは依然資本主義的環境の産物でしかないかということは、公企業の社会的機能の評価、さらにその組織ないし管理という機能過程の評価から判断されねばならない性質のものである⁽⁴⁾」とされながらも、公企業と市場経済との相互作用を通じて、「進化の過程を経た経済体制をなお資本主義と呼ぶか、あるいは社会主義と呼ぶか、あるいは他の呼称を用いるかはその人の趣味と立場の問題でしかない⁽⁴⁾」というように、前節で述べた非マルクス主義的「社会化」論の系列の理論である。

後者の理論においては、公企業の成立をもって、直ちに「社会化⁽⁵⁾」とはしていないが、公有即共同社会的所有とることによって、資本制国家およびその所有の本質を著しく歪めているといわなければならない。

さらに、このような企業形態の区分によっては、資本制的な企業と社会主義国のそれとの科学的区別は不明とならざるをえない。社会的生産の歴史的区別についての客観的基準を欠いた理論といわなければならない。

次に、われわれは、資本制生産における公企業資本を国家(独占)資本とする見解について検討しなければならない。

前掲『現代企業形態論』においては公企業プロパーの問題として、まともな論述がないため、これについては詳論を避け、ただ、公企業資本を国家

資本とする観点においては私的所有、私的経営資本に対する株式投資といういわゆる混合企業についても公企業形態とせざるをえず、株式会社における社会的資本という性格と国家資本として「疎外された社会的資本」と重複した規定を如何に処理するか一つの問題であろう。そして、さらに、この場合少数株式の参加のように、株式資本ではあっても、実質的に経営管理から離れている国家資本の場合においては、資本は一種の擬制であって、むしろ収益的行政あるいは補助行政として把握する方がより妥当ではなからうかと考えられる。⁽⁶⁾

しかし、これらの諸論点に立入った考察することは他日を期さなければならぬ。

そこで、項をあらため、次にやはり、公共投資（広義の）および公企業投資を国家独占資本主義の本質的特徴とみなし、資本制生産の物質的・素材的側面および所有関係の側面の統一的发展として考察しようとする諸見解について検討することとしたい。

註 (1) 公企業 (Nationalized Enterprise, Öffentlich Unternehmung) はそもそも如何に定義されるか。この定義の仕方によって具体的に考察する場合の対象範囲が異ってくる。拙稿「公共企業体論に関する諸問題」(昭和同人会調査研究月報第13巻第10号掲載において附言したように、行政学的には公共事業全体をも公企業の概念にふくめ、企業という形態規定を重視する経営学においても公的所有、公的支配公的重体説等によって、いわゆる混合企業をも公企業とすることが可能である。本稿ではとりあえず狭い意味での公企業すなわち、公的所有企業のうち非財政的経営体を公企業あるいは公企業資本とし、これと、企業としての、Going concern としての継続性、反復性をもたない公的資本を社会的に擬制された資本として「社会的間接資本」としておく。

(2) 上林、井上他著『現代企業形態論』。大塚久雄著『株式会社発生史論』上巻ページ22。寺尾晃洋著『独立採算論』山本政一『国有企業経営論』参照。

(3) 占部都美著『公経営管理』ページ52～53。占部教授はこのような公企業の積極的な機能に対する反論を予想して「公企業の発達には市場経済自体を止場しない意味で、それは資本主義の経済秩序を止揚するものではない。しかし、それ故に、公企業が資本主義の環境の中に成立するかぎり、公企業の性格は資本主義的に決

定づけられるとすることは、あまりに公式的解釈である」として「このような公企業の社会的機能が無機能化している公企業は殆んどその制度的意義を喪失しているとみななければならない」（同書ページ81）

- (4) 同上 ページ 82～83。
- (5) 藤田進著『基幹産業社会化の動向』「社会化（sozialisierung—引用者注）は『国有化』（Nationalization, Verstaatlichung od. Nationalisierung）と区別される。…『社会化』は生産手段の公有をめざしているけれども、旧式の目標は何よりもまづ産業を資本家独裁から解放して、これを民主化することである」（同書ページ6）
- (5)－② M. Heineman, “The Campaign for Nationalization”, 1959. (邦訳合同新書『現代資本主義と国有化』)「国有化を支持する圧倒的な論拠は依然として、産業の主要な管制高地が社会主義国家によって統制されたときのみ、人民の必要をみたすために生産を全体として計画化することが出来るということである。破産に瀕しているとう理由からにせよ、個人社会に奉仕するために必要な公益事業だからという理由によるにせよ、ひとにぎりの産業を国有化するだけでは、このような可能性はないし、したがってこうした国有化は範囲だけではなく性格の点でも右にのべたものとは異なっている」（同書ページ157）この点については前出、都留重人教授の総括的見解「資本主義を変える道」を参照されたい。
- (6) 現代資本主義財政の経済的機能は、それ自体として国家独占資本主義的性格をもつとしても、最近における国有企業経営と民間資本への融資、補助とは明確に区別すべきである。前者は「国家の生産関係化」などと誤って認識されるように最近の資本主義の最も特徴的な事象であり、後者（収益的行政あるいは受益者負担を伴う補助行政）は、最近特にその対象について重大な変化をましたとはいえ、資本制生産、殊に、イギリス以外の後発資本制国家においてはその発足以来多かれ少かれ継続している財政機能である。

なお、国家資金による株式会社資本への参加は、資本集中の最高の発展形態であるとともに、いわゆる社会的資本の一つの存在形態であって、この点については次節で検討するが、国家の性格如何によっては、剰余価値あるいは独占利潤の規制に一定の役割を果しうるといふ説も生じうることを指摘しておく。

(2) 生産手段の間接的共同所有 としての公企業の必然性

公企業資本投資をも含めて広い意味における公共投資を資本制生産の物質

的、素材の側面および所有関係の側面の両面から体系的に解明しようとする公共投資研究グループ⁽¹⁾の解明のなかから、「公共支出をすべて、不生産的労働の産物として考える乱暴な議論がマルクス経済学を支配」し、「政治的判断が先行していた」マルクスの国家に関する「不明」を克服する⁽²⁾目的の大著『社会資本論』を中心に、これを手掛りとして考察をすすめることとする。

まず、宮本氏の見解を新著を中心に説明するまえに、旧論文との関連を説明しなければならない。

宮本氏は新著書のなかで、「社会的一般的労働手段」という概念によって、いわゆる社会資本および社会的間接資本を整理したとしているのであるが、旧論文における「社会的間接資本（社会資本と以下略す）」⁽³⁾といわれているところのいわゆる社会資本と社会的間接的資本との直接的同一視は、新著においても、変更されていないということ、および、「社会資本といわれているものから、その根幹をなす公有生産手段と公有消費手段をとりあげ、それらと民間資本の関係を追求する」⁽⁴⁾といわれる場合、社会的とは、明らかに公有という意味であり、新著においても、一応明確に社会的とは「社会化された所有にまかされた労働手段（生産手段）または資本である。たとえば、マルクスは……会社資本——社会資本というようによんでいる」⁽⁵⁾とされながら、「社会的生産手段が資本化しても」⁽⁶⁾とか、後述するように「一般的労働手段が固定資本に転化しにくく、社会的に所有（とくに公有化）されやすい条件はどこにあるのか、一般的労働手段が社会的所有による社会的労働手段となるのはなぜか」というように、氏の論理の中心となる部面において、社会的は、gesellschaftlich な所有ではなく、これと全く対立する公有となっているのである⁽⁷⁾。

以上、二点は、われわれはすでに度々指摘したところであるが、氏の理論においても重大な問題となると考えられるのであらかじめ指摘した。

ところで、氏の理論の概要を説明する順序であるが、氏は、まず考察を資本制生産の物質的素材的部面からおこなう。

すなわち、「一般的労働手段とは、労働過程がおこなわれるための共同社会的一般的諸条件であって、対象的条件をもち、直接には労働過程にはいりこまない。しかし労働過程はそれなしには全くおこなわれないか、または不完全にしかおこなわれない⁽⁸⁾」。ついで、価値増殖過程によって、第二次的規定をうける、すなわち、一般的労働手段は、資本となることなしに、「資本の一般的共同社会的条件である」と⁽⁹⁾。

そして、先にわれわれが指摘したようにこのような一般的労働手段が、「社会的に所有（とくに公有）」された場合、「社会的一般的労働手段」という規定をうけることになるのである。

氏による「社会的に所有（とくに公有）されやすい条件」を要約すると次のようになる⁽¹⁰⁾。

それは一言にしていえば、「労働過程——価値増殖過程における特殊な性格および政治的性格」ということになるが、場所的固定性、価値移転の特殊性、社会的空費、ワンセット的性格、不生産的性格と不可分であることおよび軍事的性格、「以上6つの主要な性格から一般的労働手段の多くの部分が私有されがたく、社会的所有とくに公有される必然性をもつのである」と。

以上は一般的な規定であって、氏においては、第二段として独占資本主義における、株式会社化が考察される。

すなわち、株式会社——社会資本の発展によって、上述の社会的一般的労働手段は再び私有化——社会化される。すなわち、「独占段階にはいるやいなや、社会的労働手段は資本化し、資本主義企業によって経営されるようになった。また、社会的消費手段すらもが資本主義企業によって生産され、商品として売買されるようになった。「社会資本論」の登場はまさに、資本主義の最高のそして最後の段階を象するものである⁽¹¹⁾」と。

われわれは、これまで、社会化は、一方では、株式資本化であり、他方では公有化であると、氏によって教えられてきた。ここに至って、社会資本論は、文字通り、株式資本化であると再確認しなければならない。

しからば、氏におけるもう一方の社会化すなわち公有化は理論的矛盾と考えられはしないだろうか。

このような疑問に対し、氏は、理論的矛盾ではなく、「国家独占資本主義段階では、資本の社会化はいっそう貫徹した。そして、国家そのものが資本主義企業化したのである」、このため、公共事業が公共料金や受益者負担でまかなわれる傾向をもつ公共投資に変質し、企業の国有化がすすんでいると述べているのである。

以上によって、一応宮本氏の論旨は矛盾なく説明された。

ここでもう一度、宮本氏の見解を要約してみよう。

宮本説は、社会資本——社会的間接資本という立場、および社会資本は国有生産手段が基幹であるため、国家は生産的でありうるという観点から、二つの主張をされる。

その第一は、(イ)社会的間接資本（資本の一般的生産条件）が社会化される（Vergesellschaftung）、(ロ)国有基幹産業（企業）の株式会社資本化（Vergesellschaftung）による株式資本化——社会化論。

第二は、独占あるいは国家独占資本主義の特徴としての「国家そのものの株式資本化」、すなわち、(イ)「一般的生産諸条件」の国家資本への発展こそ公共事業への公共投資への発展であるとする主張、(ロ)特別会計、国有会社等の収益化、公企業化、である。

以上のように、(イ)は主として、いわゆる社会資本に関するものであり、(ロ)は鳥教授の指摘する基幹産業に係る主張であり、この二者を直接に同一視している。

しかしながら、このような宮本氏の論旨は社会資本の基幹をなすものは公的生産手段であり、それが故に、国家支出は一概に不生産的支出としてしりぞけることは出来ないという主張とは全く逆に、国家はますます、株式会社に国有の生産部面をゆづりわたし、ますます不生産的あるいは消費手段部面にとじこめられることになりはしないだろうか。何故なら、このような「社

会化論」に立つならば公共支出は、公企業支出を除き、資本、ことに結合資本にとっての共同社会的条件に支出されるのであって、国家資本、あるいは公共資本は全くの擬制ということにならざるをえないからである。このような結論は、おそらく氏が立論の一つの根拠としたであろう、F・エンゲルスの「株式会社にみられるような社会化の形態」を論ずる理論とすどく対立することになる。エンゲルスは、資本家の結合された形態としての「集中化された社会化」さらには、「資本主義社会の公けの代表である国家が生産の管理をひきうける必要がある」ことを述べるとともに、「それは、社会化された大規模な生産手段の国有化をますますおしすすめる」と述べているのである。

それからまた、このような宮本氏の論理的帰結は、現実とも著しく異なることも明らかである。

次に指摘しなければならない点は、上述の事実との矛盾を回避するために、国家の企業化という理論を導入している点である。

国家財政に収益的、企業的要素が導入されるということは、エンゲルスも指摘するように国家そのものの性格を改変させるものではありえないし、したがって、国家が企業化することとはならない。国家が企業化するという氏の主張は、国家が、土台における変化すなわち、個別分散の資本から社会的資本へ、さらに結合した社会資本あるいは集中化された社会資本への発展するに照応して、国家が、公けの代表者としての形式をとりながらも、総資本および総独占資本の代表として機能するという事象に関して、おそらくは旧論文に記されているように、「生産関係の社会化」論を批判するため、擬制的に主張されたものと考えることが妥当であろう。

エンゲルスの「社会化論」は、これまで、われわれが指摘してきたように産業の国有が、資本制生産の資本の枠内の最高の、不可避の発展段階だとは主張していないが、産業の国有は、確実に社会発展の一步前進であることを確認し、生産手段の直接的な社会的所有、すなわち、生産手段の私有の廃止

に対して、間接的な共同占有、疎外された社会的所有であることを推論せしめるものである。⁽⁹⁾

このように見てくると、宮本氏の「社会資本化」論は、それが「擬制」であるとしても国有資本を「社会資本」とし、他方では、株式資本を「社会資本」とする。この限りにおいて、「労働過程の对象的諸条件の一部が共同的・社会的に利用される」からといって「社会的労働手段と名づけるのは範疇規定を混乱させるおそれがあるので不適當である」という批判と同様に「国家機能の一部に株式資本的な収益原則があるからといって、社会資本と名づけるのは範疇規定を混乱させるおそれがある」と云いかえることが出来よう。

宮本氏の社会資本論（国有一般的労働手段）は大部分、いわゆる「社会的間接資本」すなわち、独占ないし国家独占資本における国家が、その共同——結合資本費用を「社会」に代替するという意味において社会的であって、擬制的でない国有資本（その典型は公企業である）は解明されえないと考えられる。

註 (1) 公共投資研究グループとは宮本憲一助教授の文章からとったもので島恭彦教授を中心とするグループということであるが本稿では島恭彦論文「所得倍増計画と公共投資」（『経済論叢』第86巻第5号第87巻第2号宮本憲一論文「社会資本論批判」）(一)(『経済論集』第一号『法文学部論集』1962,10) 同著『社会資本論』池上悳論文「社会的労働手段と公共投資」（『経済論叢』第90巻第6号）齊藤博論文「いわゆる社会的資本と「社会的労働手段」に関する覚え書き」（『政経論叢』第13巻第4号）を念頭においている。筆者が以上の論者をグループとする当面の意義は、いづれも公共投資の増大の理論化を課題とし「社会的間接資本」中心の考察をおこなっているのであるが、既に「社会資本」の概念については、島恭彦教授が「本来生産力の社会化によって出現してきた社会総資本的企業＝基本産業キイインダストリーという意では、(A)(B)に属する民間および政府企業が社会資本と呼ぶにふさわしいだろう。しかし「倍増計画」は社会的間接資本＝社会的オーバヘッドコストの意味で(B)(C)を「社会資本」と呼んでいるようである」（前掲「所得倍増計画と公共投資」第87巻第2号ページ27）と指摘しているように、いわゆる社会資本には基本産業という意味が含まれているのであって、この基本ないし基幹産業の公有化＝公企業化の理論こそが、社会資本論と呼ぶにふさわしいと筆者は考えているから

である。

- (2) 宮本憲一著『社会資本論』ページ 385。
- (3) 宮本前掲論文(一) ページ 58。
- (4) 同前(二) ページ 218。
- (5) 前掲著書 ページ 12。
- (6) 同前 ページ 76。
- (7) 宮本氏と同様に、池上氏の前述論文においても「独占段階以降、この傾向（いわゆる社会資本の建設と運営を国家の手からひきはなして私的資本の自由な運動にゆだねる一引用右注）を逆転させて、産業国有化、財政支出公共投資などのかたちで、国家が再び社会資本の建設と運営にのりだした」（前掲ページ 20）というように、社会資本は国有、国营と一致することになり、また斉藤氏の場合はさらに明確に「公的労働手段」（前掲ページ 4）として、社会的即公的という理解を示している。
- (8) 同前 ページ 13。この一般的労働手段に関する説明は、前掲池上論文においてはこれを「社会的労働手段」とし、その特徴として「労働過程に対する間接的貢献」をあげている。
- (9) 宮本 ページ 15。
- (10) 宮本氏同前ページ 16～24、この公有されやすい条件に対して、上述の池上氏は「資本制生産のもとでは、技術の急速な進歩が社会的浪費と不可分に結合しているところから、資本の急速な蓄積が進行すればするほど、社会的浪費が拡大再生産され…私的資本の利潤の源泉として私的投資の対象とされ難くなるということである」（同ページ28）と述べている。これに対して、斉藤氏は批判的であり、これを「危機が醸成されるかぎり、政治的、国家的解決が必然化する」（同前ページ10）と独占および国家独占の段階での国家の干渉および「社会化」の発展に求めている。
- (11) 宮本氏前掲書 ページ 126～127。
- (12) F. エンゲルス『反デューリング論』前掲邦訳ページ 470～473。
- (13) いわゆる社会資本＝社会的間接資本が、ますます株式資本化するという宮本氏の主張に対し、上述の池上、斉藤両論文は、それぞれ公共投資の基本的性格を明らかにしつつ、これと全く反対の結論となっていることは当然であるが興味深い問題である。
- (14) F. エンゲルス『反デューリング論』「ベルギー国家は主要鉄道を自分の手で建設したが、それはごくありふれた政治的理由からであった」（前掲ページ471）というようにたんなる政治的財政的理由での改善によって、国家の基本的性格の改

変はありえない。

(15) 宮本論文(二) ページ 228。

(16) 公共事業の国家からの分離、資本による経営という傾向については、宮本氏も引用しておられるグルンドリツセに、「公共事業の国家からの分離とそれの資本自体によっていとなまれる事業領域への移行とは、現実の共同体がどの程度まで資本の形態で構成されるようになっているかを示している」(邦訳ページ467)と述べ、一見、エンゲルスの表現と対立し宮本氏の見解を正当化しているようにみえる。マルクスの表現には、この他にも、周知の「生産手段の集中と労働の社会化とは、それらの資本的制外被とは調和しえなくなる一点まで到達する」(“Das Kapital” Band I. s. 803)あるいは「株式会社最高の完成形態(共産主義に移るべき)として」(1858年4月2日、マルクスからエンゲルスへの手紙邦訳『資本論に関する手紙』法政出版上巻ページ85)というように、資本制的私的所有の形態の変化発展を指摘している。

しかし、これは先のエンゲルスの叙述と対立するものではなく、本文で述べたように、所有の形態の発展としては、生産手段の占有にもとづく、したがって、この意味で資本家的私的所有そのものには変化はないが、「労働過程の協業形態」、「科学の意識的な技術的应用」「土地の計画的な利用」「共同的にのみ使用される労働手段」という社会的共同の占有が発展し他方エンゲルスでは、間接的社会的共同占有が発展していることを強調していると考えられるのである。

なお資本集中の企業形態として株式資本が最高の発達形態であることについては、既に戦前に『資本論』をふまえた大塚久雄著『株式会社発生史論』上、下巻特、上巻ページ20～24は鋭い理論的見地を示している。

(17) 斉藤博前掲論文ページ10～11。

むすびにかえて

以上、われわれは、地域開発における公共投資を中心に、基幹産業——株式会社資本の国有化、公有化——公企業化の必然性を、その基礎的概念の再検討を通じて考察してきた。

それによって、株式企業資本は、生産面においては、生産の社会的性格の最も発展した形態に照応する集団的生産形態であり、所有面においては、所

有者の共同的社会的性格をもち、この意味で私的所有のなかでの最も発達した社会的領有形態であることを明らかにした。

これに対して、公有あるいは国有は、上と同様に、生産面においては、その社会的性格に合致した集团的形態であるが、所有面においては、国家という権力によって媒介された間接的社会的形態⁽¹⁾であって、この間接性は、国家の性格したがって、それを支える社会の経済的構造によって、決定的に影響され、したがって、権力が労働者階級に握られている社会主義国における公有・国有と資本主義国におけるそれとは勿論決定的な相異が存在するという⁽²⁾ことばかりでなく、資本主義国家においても、国有の諸条件如何によって決定的ともいえる差異を生み出す根拠となるものであることを明らかにした。

資本制生産の「社会化」の過程で、さらに発展した国有・公有化の必然性を⁽³⁾解明するという課題は他日を期さなければならないが、以上の検討によって、社会的経済構造の発展法則を理論的テコとして、「社会化資本」の必然性を解明しようとする諸見解は、上述の「社会化」の概念を不明確にすることによって、本来、人民ないし国民の対極をなす国家あるいは公共団体を直接的に同一視し、国家——公共的という理論に道を拓くことになると考えられる。

そして、このような理論と公企業を ^{パブリック・セクター} 公共部門 とし、 ^{プライベート・セクター} 民間部門 との調和的発展を説くもの⁽⁴⁾とは、決定的な差異を見だし難くなるのではないかと考えられるのである。

註 (1) 馬場克三著『個別資本と経営技術』ページ 116。ここでの間接は教授の「疎外された形態」と同じ。

(2) 山本政一著『国有企業経営論』ページ35～36。寺尾晃洋著『独立採算制批判』ページ33～37。

(3) 個別資本としての公企業の必然性については、本稿では、殆んど述べる事が出来なかった。この点については、注(1)に掲げた、二著は、大きな示唆を筆者に与えたものであるが、その内容は殆んど、本稿に反映させる事が出来なかった。

(4) 例えばわが国では加藤寛編『公企業の経済学』をあげる事が出来る。

(了)